

児童手当制度のご案内

1. 支給対象

中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方

令和4年10月支給分から、児童を養育している方の所得が「2.限度額表」の②所得上限限度額以上の場合、児童手当・特例給付は支給されません。

※受給資格喪失・認定却下となります。

（以下、児童手当と特例給付を合わせて「児童手当等」とします。）

【重要】

児童手当等が支給されなくなった方でも、次に該当する場合、改めて認定請求書を提出することで受給できるようになります。

◆ 現年度の所得更正等により、所得が②所得上限限度額未満になった場合

◆ 次年度以降の所得額が②所得上限限度額未満になった場合

※市から個別の案内はありませんので、市民税課税通知書を受け取った日の翌日から15日以内に認定請求を行ってください。

※児童手当等は、原則申請した月の翌月分からの支給になります。認定請求書の提出がない場合や、申請が遅れた分の児童手当等は支給されません。

審査基準については
2. 限度額表を
ご確認ください



2. 限度額表

扶養親族等の数	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
	所得 (万円)	収入額の目安 (万円)	所得 (万円)	収入額の目安 (万円)
0人	622	833.3	858	1071
1人	660	875.6	896	1124
2人	698	917.8	934	1162
3人	736	960	972	1200
4人	774	1002	1010	1238
5人	812	1040	1048	1276

※ 扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者及び扶養親族（里親などに委託されている児童や施設に入所している児童を除きます。以下、「扶養親族等」といいます。）並びに扶養親族等でない児童で前年の12月31日において生計を維持したものの数をいいます。扶養親族等の数に応じて、限度額（所得額ベース）は、1人につき38万円（扶養親族等が同一生計配偶者（70歳以上の者に限り）又は老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額となります。

※「収入額の目安」は、給与収入のみで計算しています。あくまで目安であり、実際は給与所得控除や医療費控除、雑損控除等を控除した後の所得額で確認します。

※所得額は世帯や夫婦の合算した所得ではなく、生計の中心者（所得が高い方）の所得となります。

3. 支給額

①所得制限限度額未満→児童手当	
児童の年齢	お子さん1人の手当月額
0～3歳未満 (3歳になる誕生日まで)	一律15,000円
3歳以上 小学校修了前	10,000円 第3子以降は15,000円
中学生	一律10,000円

①所得制限限度額以上かつ ②所得上限限度額未満 →特例給付	②所得上限限度額以上
一律5,000円	支給なし 【受給資格喪失】

※「第3子以降」とは、高校卒業まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

児童手当制度では、
以下のルールを適用します！

- 原則として、児童が日本国内に住んでいる場合に支給します（留学のために海外に住んでいて一定の要件を満たす場合は支給対象になります）。
- 原則として、生計の中心者（所得の多い方）が児童手当等の受給者となります。生計の中心者の住所登録されている市区町村で申請を行ってください。
- 父母が離婚協議中などにより別居している場合は、児童と同居している方に優先的に支給します。
- 児童が施設に入所している場合や里親などに委託されている場合は、原則として、その施設の設置者や里親などに支給します。
- 父母が海外に住んでいる場合や、児童を養育している未成年後見人がいる場合は、別途申請が必要ですので、窓口までお問い合わせください。
- 公務員は、勤務先から支給されます。勤務先に申請をしてください。



詳しくは、下記窓口にお問い合わせください

上田市役所 子育て・子育て支援課 電話 0268-23-5106
丸子地域自治センター 市民サービス課 電話 0268-42-1118
真田地域自治センター 市民サービス課 電話 0268-72-2203
武石地域自治センター 市民サービス課 電話 0268-85-2068
<上田市ホームページ>
<http://www.city.ueda.nagano.jp/hp/index.html>

